

介護保険法の規定による指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等の指定について（報告）

鳩山町内の地域密着型（介護予防）サービス事業所及び居宅介護（予防）支援事業所の指定は、鳩山町が行います。

事業所指定の有効期間は、6 年間となります。指定を受けた事業所は、6 年ごとに指定更新の手続きを行う必要があります。更新手続きを行わなかった場合は、事業所の効力を失うこととなります。

令和 7 年の指定地域密着型（介護予防）サービス事業所等の指定（更新・変更）について、下記のとおり報告します。

1 指定地域密着型（予防）サービス事業所の指定予定施設

No.	事業所名	指定年月日	サービス種類	備 考
1	鳩山松寿園デイサービスセンター	令和 7 年 4 月 1 日	地域密着通所介護	変更申請
2	デイサービスねむの木	令和 7 年 5 月 1 日	地域密着通所介護	更新予定
3	彩西療養通所介護鳩山	令和 7 年 10 月 1 日	地域密着療養通所介護	更新予定
4	小規模多機能型居宅介護飛鳥の郷	令和 7 年 11 月 1 日	小規模多機能型居宅介護	更新予定

2 指定居宅介護（予防）支援事業所の指定（予定）施設

No.	事業所名	指定（更新）日	サービス種類	備 考
1	ケアプランかざみどり	令和 7 年 3 月 1 日	居宅介護支援	更新申請
2	地域包括支援センター	令和 7 年 4 月 1 日	介護予防支援	更新申請
3	居宅介護支援事業所ポラリス	令和 7 年 7 月 1 日	居宅介護支援	更新予定
4	彩西ケアプランセンター鳩山	令和 7 年 10 月 1 日	居宅介護支援	更新予定

上記の事業所につきましては、一度指定をしており、指定に関する基準を満たしておりますので、更新申請の際に変更がなければ、指定を更新する予定です。